



第2回 4月14日の授業内容

- § 1.3 公的統計と統計制度
- § 1.4 (公的)統計の分類
 - 作成方法による分類
 - 加工の有無による分類

4/14/09

1



§ 1.3 公的統計と統計制度

- 公的統計(官庁統計、官製統計)

近代国家の認知手段…一種の情報システム

1790年;アメリカ合衆国での近代センサスの実施

- センサス(全数調査)と標本調査

センサスの例…国勢調査(総務省)

→ 経済センサス-基礎調査(総務省)

標本調査の例…国民生活基礎調査(厚生労働省)

事業所・企業統計調査に代わる基幹調査、
H21.7.1実施予定

4/14/09

2



公的統計の種類(旧法: ~ H21.3.31)

- 指定統計(根拠法:統計法)
 - 国又は地方公共団体が作成する統計で総務大臣が指定及び公示したもの
 - 申告義務&罰則規定あり
- 承認統計(根拠法:統計法)
 - 指定統計、届出統計以外の統計調査
 - 主として地方公共団体等が作成
- 届出統計(根拠法:統計報告調整法)
 - 国の行政機関が民間の10以上の報告者に対し統計報告を求めるもの

4/14/09

3



統計調査の種類別実施数

年次	1997年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
指定統計(年度)	47	43	42	45	40	38	40
承認統計	191	154	145	132	156	146	142
届出統計	新規	88	99	315	447	114	109
	変更	63	78	121	90	98	133
	中止	12	10	6	10	10	29

出典:総務省政策統括官「統計基準年報」

4/14/09

4



国の統計職員数(平成20年4月1日現在)

府省名	本省庁	地方支分部局	合計
内閣府	78		78
警察庁	6		6
総務省	580		580
法務省	8		8
財務省	21	49	70
文部科学省	21		21
厚生労働省	284		284
農林水産省	281	2,677	2,958
経済産業省	237	67	304
国土交通省	53		53
人事院	15		15
合計	1,584	2,793	4,377

平成13年と比較して49.0%減

4/14/09

5



国の統計事業費(平成19年度:当初予算案)

府省等名	統計調査 (千円)	統計関連事業 (千円)	計 (千円)	省庁等別構成比
人事院	70,709	0	70,709	0.2%
内閣府	483,187	177,022	660,209	2.3%
総務省	7,942,280	2,044,786	9,987,066	34.2%
法務省	76,232	44,929	121,161	0.4%
財務省	111,289	459,813	571,102	2.0%
文部科学省	214,361	46,559	260,920	0.9%
厚生労働省	4,924,042	40,362	4,964,404	17.0%
農林水産省	2,235,558	2,406,696	4,642,254	15.9%
経済産業省	6,140,398	608,393	6,748,791	23.1%
国土交通省	1,101,895	36,596	1,138,491	3.9%
環境省	65,233	0	65,233	0.2%
合計	23,365,184	5,865,156	29,230,340	100.0%

平成13年度と比較して
20.2%減
(一般歳出の0.06%)

注)常勤職員の人件費等経常的経費を除く

出典:総務省政策統括官「統計基準年報」

4/14/09

6



国の統計制度の改革

- 新統計法の制定及び施行
 - 平成19年5月23日に統計法が全面改正
平成21年4月1日全面施行
 - 内閣府に「統計委員会」を設置
 - 国の統計の司令塔
 - 統計の分類を調査主体別に整理
 - 二次統計(国民経済計算)を「基幹統計」として位置付け
 - 統計データの二次利用の拡大

4/14/09

7



公的統計の種類(新法)

- 基幹統計(統計法 第二条4項)
 - 国勢統計(国勢調査)
 - 国民経済計算
 - 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 一般統計(統計法 第二条7項)
 - 行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの
- 地方公共団体又は独立行政法人等が行う調査による統計(統計法 第二十四条、第二十五条)

国の機関のこと

4/14/09

8



基幹統計一覧 (平成21年4月1日現在)

内閣府	1	国民経済計算
総務省	13	国勢統計 住宅・土地統計 労働力調査 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 地方公務員給与実態調査 就業構造基本調査 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計 経済構造統計
財務省	1	法人企業統計
国税庁	1	民間給与実態統計
文部科学省	4	学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査
厚生労働省	7	人口動態調査 毎月勤労統計調査 業事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者調査 買金構造基本統計 国民生活基礎統計
農林水産省	7	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計
経済産業省	10	工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 埋蔵鉱量統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	9	港湾調査 造船造船機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計
合計	53	

4/14/09

9



統計法(平成19年法律第53号)

- 第1条(目的) この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 第13条(報告義務)
- 第15条(立入検査等)
- 第41条(守秘義務)
- 第57条(罰則) 調査と誤認させることによる情報の詐取、統計業務上知りえた個人等情報の漏洩等 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 第58条(罰則) 統計業務従事者による公示日前の情報漏洩・盗用 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 第59条(罰則) 統計業務従事者による利益目的の情報の横流し等 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 第61条(罰則) 報告拒否及び虚偽報告、立入検査拒否等 50万円以下の罰金

4/14/09

10



§ 1.4 (公的)統計の分類

作成方法による分類

- 第一義統計
 - 統計作成目的の調査を行い、その結果得られた統計
(例) 国勢調査、労働力調査(完全失業率)
- 第二義統計(業務統計)
 - 行政上の目的で収集された情報を集計して得られた統計
(例) 通関統計、人口動態調査、職安統計(有効求人倍率)

4/14/09

11



§ 1.4 (公的)統計の分類(続き)

加工の有無による分類

- 一次統計
 - 調査の結果、直接得られるもの
- 二次統計(加工統計)
 - 一次統計を加工して得られるもの、解析的性格をもつ
(例) 国民経済計算、消費者物価指数

4/14/09

12